

安城市結婚新生活支援補助金 交付申請チェックシート

以下の項目について提出前にご自身で確認を行い、チェック欄に「✓」を記入してください。
該当しない項目については、斜線を引いてください。

(1) 交付申請書

交付申請書の項目		確認欄	
		申請者	市
共通	提出日、住所、氏名、電話番号、メールアドレスが記載されているか		
	婚姻に基づく申請もしくはパートナーシップ宣誓に基づく申請のどちらかにチェックがあるか		
	申請者および配偶者(パートナー)の婚姻時(パートナーシップ宣誓届出時)の年齢が39歳以下か ※年齢計算に関する法律第2項および民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます (例: 4月1日が誕生日の39歳の方は、3月31日に40歳になる)		
	婚姻届提出日(パートナーシップ宣誓届出日)が令和6年1月1日以降か		
	世帯の合計所得金額が、500万円未満か		
	交付申請書裏面のチェック欄に、全てチェックが入っているか ※住宅手当と生活保護の項目は、チェックが入らない場合もあります		
	交付申請書裏面の署名欄に、申請者と配偶者(パートナー)の署名があるか		
	補助金の申請額は千円未満を切り捨てとしているか。		
住宅を取得した場合	土地に係る費用は計上していないか		
住宅をリフォームした場合	倉庫や車庫に係る工事費用、外構に係る工事費用、および家電の購入・設置に係る費用は計上していないか		
住宅を賃借した場合	住宅手当や生活保護による住宅扶助等が支給されてる場合、対象となる賃料から控除しているか		
引越しをした費用	不用品の処分費用や自らレンタカーを借りた場合の費用、友人に頼むなどして引越した場合にかかった費用は計上していないか		

(2) 提出書類

提出書類		確認欄	
		申請者	市
共通	安城市結婚新生活支援補助金交付申請書		
	安城市結婚新生活支援補助金交付請求書 ※交付決定した場合のみ使用します		
	夫婦等の婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本 (パートナーシップの関係にあることを証明する書類の写し)		
	夫婦等の住民票 (申請日から数えて3か月以内に取得した婚姻後の住民票)		
	令和5年中における所得証明書(申請者) ※令和6年1月1日時点で住民登録していた市区町村で取得できます		
	令和5年中における所得証明書(配偶者またはパートナー) ※令和6年1月1日時点で住民登録していた市区町村で取得できます		
	安城市発行の市税納税証明書(申請者)		
	安城市発行の市税納税証明書(配偶者またはパートナー)		
	結婚新生活支援補助金に関するアンケート		
	貸与型奨学金を返済している場合		
住宅を取得した場合	売買契約書または工事請負契約書		
	領収書または支払い証拠書類		
住宅をリフォームした場合	工事請負契約書		
	領収書または支払い証拠書類		
住宅を賃借した場合	賃貸借契約書		
	領収書または支払い証拠書類		
	住宅手当等の額を確認できる書類 (申請期間中に支払った賃料に対して支給された月毎の額が分かる書類)		
引越しをした費用	領収書または支払い証拠書類 ※運送業許可を受けた業者へ支払った費用のみ補助対象です		

※原本の提出が難しい場合は、写しを提出してください

(3) 留意事項

- ・書類に不備が見つかった際には、電話またはメールで連絡させていただくほか、後日来庁をお願いする場合があります
- ・書類審査には、2週間程度の時間を要します
- ・書類審査完了後、補助金の交付可否を記載した通知書を郵送します
- ・補助金の入金、交付決定通知書発送後2～3週間程度の時間を要します
- ・交付請求書は、あくまで交付決定した場合のみ使用するものであり、事前提出が交付を確約するわけではありません